

行政事業レビューシート ( 文部科学省 )

予算事業名	日本武道館補助	事業開始年度	昭和40年度	作成責任者		
担当部局庁	スポーツ・青少年局	担当課室	競技スポーツ課	競技スポーツ課長 声立 訓		
会計区分	一般会計	上位政策	我が国の国際競技力の向上			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号) 第20条第3項	関係する計 画、通知等	スポーツ振興基本計画 (平成12年9月13日策定、平成18年9月21日改定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の規定に基づき、我が国伝統の武道を国民、特に青少年の間に普及奨励することを目的とする財団法人日本武道館に対し、古武道保存事業、青少年武道錬成大会、武道指導者講習会及び武道国際交流事業に必要な経費の一部を補助し、もって、我が国の武道の振興に寄与する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	財団法人日本武道館の実施する、以下の事業に必要な経費の一部を補助金として交付する。 (1)古武道保存事業:全国各地に伝承されている古武道各流各派による演武大会を開催する。 (2)青少年武道錬成大会:小・中・高生を対象に、柔道・剣道等の錬成大会を開催する。 (3)武道指導者講習会:武道実技指導者、武道指導者をを目指す者を対象に、研修会を実施する。 (4)武道国際交流事業:在日外国人武道修行者を対象に、国際武道文化セミナーを開催する。 補助率:定額					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度武道指導者講習会受講者数:4,378名</li> <li>平成21年度武道指導者講習会開催数(地方):59カ所</li> <li>平成21年度青少年武道錬成大会開催数(地方):53カ所</li> <li>平成21年度武道国際交流事業参加者数:101名</li> </ul>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	37	37	37	42	42
	執行額	37	37	37		
	執行率	100%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	136	136	141		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間スポーツ振興費等補助金(日本体育協会補助及び日本オリンピック委員会補助並びに日本武道館補助)及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金(日本体育協会補助)交付要綱に基づき、財団法人日本武道館から提出のあった交付申請書を審査し、補助金の交付決定を行っている。</li> <li>財団法人日本武道館から提出される実績報告書により、事業内容や経費の執行について確認を行っている。また、経費については、実績報告書に添付される証拠書類(収支簿、見積書、納品書、請求書等)により、適切な執行がなされているか検査するとともに、事業の内容、目的との整合性について確認を行っている。</li> </ul>				
	見直しの 余地	我が国の伝統の武道の継承と一層の普及振興に寄与しており、今後も武道の継承と普及振興のため、継続して武道指導者の養成・武道錬成大会等を実施していく必要がある。				
予算 チーム の所見 効率化	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、我が国の武道の振興に寄与することを目的に、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の規定に基づき、財団法人日本武道館の行う事業(古武道保存事業、青少年武道錬成大会、武道指導者講習会及び武道国際交流事業)に必要な経費の一部を補助する長期継続事業であり、事業の必要性等の観点からも検証を行っている。</p> <p>2. 所見：①我が国固有の伝統的な文化である武道の普及・振興を図るために必要な経費である。 ②平成24年度からの中学校での武道必修化完全実施を迎えるにあたり、武道の普及・振興や指導者育成のためにも必要不可欠な経費であり、引き続き現在の予算規模を維持すべきであるが、事業仕分け第2弾の評価結果に基づく公益法人の事業の横断的見直し及び長期継続事業であることを踏まえて、政策目的の緊急性、政策目的達成手段としての妥当性の観点から、今後の予算の縮減が可能か検討すべきである。</p>					
補記	【スポーツ振興法】 第20条第3項 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。					

文部科学省  
37百万円

財団法人日本武道館の実施する古武道保存事業、青少年武道錬成大会、武道指導者講習会及び武道国際交流事業に必要な経費の一部を補助金として交付する。



【補助】

A. 財団法人日本武道館  
37百万円

古武道保存事業、青少年武道錬成大会、武道指導者講習会及び武道国際交流事業を実施。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.財団法人日本武道館			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	演武者旅費、講師旅費等	14			
諸謝金	医師謝金、講師謝金等	14			
印刷製本費	プログラム作成、報告書作成等	4			
会議費	開催打合せ用弁当・お茶代等	2			
消耗品費	事務用品、医薬品等	1			
通信運搬費	事務連絡郵券代等	1			
その他	会場設営、競技用品借上	1			
計		37	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。  
 使途と費目の  
 双方で実情が  
 分かるように記  
 載)